

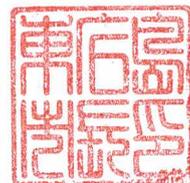
公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき変更するため、同条第7項の規定により当該地域計画案を公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該地域計画案について、市に意見書を提出することができる。

令和8年3月17日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 縦覧期間

令和8年3月17日から令和8年3月30日まで

2 縦覧場所

東広島市産業部農林水産課

3 意見書の提出先

東広島市産業部農林水産課

4 変更地区

- (1) 西条・龍王・東西条地区
- (2) 寺西・御藪宇・三ツ城地区
- (3) 郷田地区
- (4) 板城地区
- (5) 三永地区
- (6) 平岩・川上・八本松地区
- (7) 原地区
- (8) 吉川地区
- (9) 西志和地区
- (10) 志和堀地区
- (11) 東志和地区
- (12) 小谷地区
- (13) 高屋東地区

- (14) 高屋西地区
- (15) 造賀地区
- (16) 高美が丘地区
- (17) 板城西・上黒瀬・乃美尾地区
- (18) 中黒瀬・下黒瀬地区
- (19) 竹仁地区
- (20) 上戸野地区
- (21) 久芳地区
- (22) 清武地区
- (23) 安宿地区
- (24) 乃美別府地区
- (25) 吉原地区
- (26) 清武西地区
- (27) 能良地区
- (28) 河内地区
- (29) 河戸地区
- (30) 宇山地区
- (31) 戸野地区
- (32) 小田地区
- (33) 入野地区
- (34) 大田・小松原・大芝・風早地区
- (35) 木谷地区
- (36) 三津地区

